

大規模小売店舗立地法（平成十年法律第九十一号。以下「法」といいます。）第六条
第一項の規定により大規模小売店舗の変更の届出がありましたので、次のとおり公告し、
その届出及び添付書類を縦覧に供します。

なお、法第八条第二項の規定により意見を述べようとする者は、意見の内容を記載し
た書面に、氏名及び住所（団体にあっては、団体名、代表者の氏名及び所在地）並びに
意見を述べる理由を記載した書面を添えて、平成三十年三月十三日から同年七月十三日
までに奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センターに到着するように提出してください。
平成三十年三月十三日

奈良県知事 荒井正吾

一 大規模小売店舗の名称及び所在地

名称 タウン筒井

所在地 大和郡山市筒井町五三一―一

二 変更のあった事項

1 大規模小売店舗の名称

（変更前）（仮称）ロイヤルタウン筒井

（変更後）タウン筒井

2 大規模小売店舗において小売業を行う者の名称、住所及び代表者の氏名

（変更前）

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原二―七―五〇	平井 晃
タキヤ株式会社	兵庫県尼崎市北大物町一六番七号	瀧川 清統
カジユアルランドあ おやま株式会社	広島県福山市王子町一丁目三番五号	藤原 弘太
株式会社西松屋チエ ーン	兵庫県姫路市飾東町庄二六六一―一	大村 禎史

株式会社ビジョンメ ガネ	大阪府東大阪市長栄寺四―二	吉田 美恵子
-----------------	---------------	-----------

(変更後)

名称	住所	代表者の氏名
株式会社サンディ	大阪市淀川区西宮原二―七―五〇 Sサクラビル	前田 秀人
株式会社ゲオ	名古屋市中区富士見町八番八号 Cビル	吉川 恭史

三 変更年月日

平成三十年二月二十七日

四 届出年月日

平成三十年二月二十七日

五 縦覧場所

奈良県産業・雇用振興部産業振興総合センター

六 縦覧期間

平成三十年三月十三日から同年七月十三日まで。ただし、奈良県の休日を含め、
 例（平成元年三月奈良県条例第三十二号）第一条第一項に規定する県の休日を除きま
 す。

七 縦覧時間

午前九時から午後五時まで